



平成 29 年 10 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社ファステップス  
代表者名 代表取締役社長 高橋 秀行  
(コード番号 2338 東証第 2 部)  
問合せ先 取締役管理部長 村山 雅経  
T E L 03-5360-8998 (代表)

## 仮想通貨取引所開設に係る進捗状況に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 7 月 18 日付「子会社における新たな事業開始および商号変更に関するお知らせ」(以下「7 月 18 日付お知らせ」という。)にて、当社の子会社である株式会社ビットワン(以下「ビットワン」という。)と共に、仮想通貨取引所を開設するためシステム開発およびその運用を行うことおよびその日程(予定)等をお知らせいたしました。当該日程(予定)の進捗状況についてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 登録申請に係る状況

平成 29 年 4 月 1 日施行の改正資金決済に関する法律(以下「改正資金決済法」という。)により、登録を受けた事業者のみが登録業者として、日本国内で仮想通貨交換業が行えることとなりました。当社グループがビットワンにおいて行う予定である仮想通貨取引所の運営は、改正資金決済法に規定される仮想通貨交換業に該当するため、ビットワンでは改正資金決済法に基づいた金融庁(関東財務局)への登録申請が必要となります。当社は、7 月 18 日付お知らせにおいて、その「3. 日程」の「(3) 金融庁登録申請」に「平成 29 年 10 月～平成 29 年 12 月(予定)」と記載しておりますが、ビットワンではこれまでも事前相談として、ビットワンの概要、取扱う仮想通貨の概要およびサービス概要のほか、仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行する社内体制が整備されていること等を金融庁(関東財務局)に対して説明していたところ、これを踏まえ本日付で事前相談の一環として登録申請書及びその添付書類のドラフトの提出を行いました。ビットワンでは、今後も金融庁(関東財務局)との綿密なやり取りの下、当初の日程(予定)通り本年 12 月中に改正資金決済法第 63 条の 3 第 1 項の規定による仮想通貨交換業者の登録申請書を金融庁(関東財務局)に提出することを目指してまいります。

#### 2. システム整備に係る状況

当社は、仮想通貨取引所開設に当たり、当該取引所に係るシステム開発を行っておりますが、7 月 18 日付お知らせ「3. 日程」の「(2) システム開発期間」に記載の通り、本年 8 月から開発に着手し、本日まで順調に開発業務が進捗しております。本年 11 月末までには、当初の日程(予定)通りシステム開発が完了する見込みです。

#### 3. 日程

- ① システム開発完了 平成 29 年 11 月末(予定)
- ② 登録申請書提出 平成 29 年 12 月中(予定)

#### 4. 今後の見通し

当社の平成 30 年 2 月期の連結業績に与える影響は軽微です。

以 上